1．［2］⑵⑨ロのうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

1．［2］⑵⑨ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

1．［2］⑵⑨ニに、「関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。」を加える。

1．［2］⑵⑩ロの㈠及び㈡のうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

1．［2］⑵⑩ロ㈠のイ）及び㈡）のうち、「Ｌ：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）」を「Ｌ：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）」に、「Ｐ’１：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）」を「Ｐ’１：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額若しくは⑴①イ㈠ト）に定める料金の額（単位：円）」に改める。

1．［2］⑵⑩ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成26年３月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

1．［2］⑵⑪イの㈠及び㈡のうち、「（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」を削り、⑤を⑥に改める。

1．［2］⑵⑪ロのうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

1．［2］⑵⑪ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

1．［2］⑵⑪ニに、「関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。」を加える。

1．［2］⑵⑫イを次のとおり改める。

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路においては、別添１－１に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

1．［2］⑵⑫ロの㈠及び㈡イ）のうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

1．［2］⑵⑫ロ㈡ロ）のうち、「Ｌ：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）」を「Ｌ：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）」に、「Ｐ：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）」を「Ｐ：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額若しくは⑴①イ㈡ト）に定める料金の額（単位：円）」に改める。

1．［2］⑵⑫ロ㈢のうち、㉑を㉕に、「四国横断自動車道阿南中村線」を「四国横断自動車道阿南四万十線」に、表のうち、「四国横断自動車道内海大洲線」を「四国横断自動車道愛南大洲線」に改め、「広島高速道路公社が管理する高速１号線及び高速２号線の全区間が供用した日以降に」を削り、次の表を加える。

関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港連絡橋インターチェンジを連続して通行する場合（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。平成23年４月１日から適用する。）。
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を連続して通行する場合（平成23年４月１日から適用する。）。
近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
近畿自動車道松原那智勝浦線と四国横断自動車道阿南四万十線を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
中央自動車道西宮線と四国横断自動車道阿南四万十線を、中央自動車道西宮線の西宮インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
中国縦貫自動車道と四国横断自動車道阿南四万十線を、中国縦貫自動車道の西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
山陽自動車道吹田山口線と四国横断自動車道阿南四万十線を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ、神戸西インターチェンジ、岡山インターチェンジ又は早島インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。
中央自動車道西宮線と四国縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）。